

# 成田市立八生小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早急に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

(注1)「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、嫌なことを無理やりやらされたりすること、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

※ 「いじめ」は、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童の心情を重視して取り組むこと。

※ 「いじめ」は、被害児童と加害児童だけの問題ではなく、「周りではやしたてたりする「観衆」や見て見ぬ振りをする「傍観者」も、「いじめ」を助長する存在であることを認識させること。

※ 「いじめ」は、児童同士だけの問題ではなく、教職員の児童観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、「教職員の言動で児童を傷つけたり、「いじめ」を助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

※ 「いじめ」には、「様々な態様が挙げられる。外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた児童の立場に立って対応すること。

【例】「冷やかし」、「からかい」、「悪口」、「脅し」、「仲間はずれ」、「集団による無視、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷」、「金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊」、「軽く(ひどく)ぶつかる・蹴る・叩く」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」等

## 2 基本理念

「いじめ」は、全ての児童に関係する問題である。「いじめ」の防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、「いじめ」が行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童が「いじめ」を行わず、「いじめ」を認識しながら放置することがないように、「いじめ」の防止等の対策は、「いじめ」が、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、「いじめ」の防止等の対策は、「いじめ」を受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (1)「いじめ」の防止

ア「いじめ」は人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の背景にある事情やその被害性に着目して理解を深める。

イ「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

ウ「いじめられている子供の立場に立ち、子供の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、学校は教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服する。

### (2)方針

本校では、すべての児童が「いじめ」を行わず、及び他の児童に対して行われる「いじめ」を意識しながらこれを放置することがないように、「いじめ」が心身に及ぼす影響やその他の「いじめ」の問題に関する児童の理解を深めることを旨として、「いじめ」の防止等のための対策を行う。

## 3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で「いじめ」の防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童が「いじめ」を受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること

#### 4 いじめ防止等の対策のための施策

##### (1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称「八生小学校いじめ防止対策委員会」

イ 役割

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

(イ) 学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口となる。

(ウ) 「いじめ」の疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う。

(エ) 「いじめ」の疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて「いじめ」の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認の徴収、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

(オ) 「重大事態の調査」の母体組織となる。

ウ 組織の構成

校長・教頭・教務主任・生徒支援主任・当該学級担当・養護教諭・人権担当・教育相談担当・教育相談員・スクールカウンセラー

※重大事案については外部機関との連携を図る。

エ 活動内容

いじめ防止対策委員会は、「学校基本方針」の策定やその見直し、学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、「いじめ」の対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校の「いじめ」の防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う。※PDCAサイクルとは、Plan(計画)Do(実行)Check(確認)Action(行動)の4つで構成される行動プロセスの一つである。

オ 開催回数及び開催日(緊急開催を含む)

(ア) いじめ防止対策委員会・・・4月、7月、12月、2月の4回

(イ) 生徒支援会議・・・月1回

(ウ) 緊急対策会議・・・事案発生時

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	いじめ防止対策委員会議 ・指導方針 ・指導計画	事案発生時、緊急対策会議  SOS の出し方教育の実施を 学年便りで報告			いじめ防止対策委員会議 ・1学期のまとめ ・2学期の計画
	保護者会による保護者向け啓発				
防止対策	いじめ防止啓発強化月間	人間関係づくり			
	いじめ実態把握調査				
早期発見	SOS の出し方教育	学校生活アンケート		学校生活アンケート	
		教育相談アンケート・ 教育相談期間			

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等		事案発生時、 緊急対策会議		いじめ防止対策 委員会議 ・2学期のまとめ ・3学期の計画		いじめ防止対策 委員会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討	
防止対策	人間関係づくり						
早期発見	学校生活アンケート		学校生活アンケート		学校生活アンケート		
			教育相談アンケート・ 教育相談期間			教育相談アンケート・ 教育相談期間	

## (2)「いじめ」の未然防止

### ア 未然防止に資する取組

#### (ア)道徳教育・体験活動の充実

- ・「特別の教科 道徳」の時間の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実していく。また、発達段階に応じた適切な資料を選定し、児童の心に響く道徳の授業となるよう工夫・改善を図る。
- ・指導にあたっては、教え込むのではなく、体験や学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるよう指導にあたる。

#### (イ)コミュニケーション能力の育成

- ・縦割り班活動やボランティア活動等、他者と深く関わる機会を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。
- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者との関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・子供たちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。(グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等)

#### (ウ)規範意識の醸成

- ・学校生活を営む上で必要な規律については、全職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。その際、児童自らが規範の意識を理解し、それらを守り、行動するという自律性を育む。
- ・他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行う。(命を大切に作るキャンペーン・人権週間の活用)

#### (エ)自己決定・自己存在感・共感的な人間関係を味わわせる学級づくり

- ・日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを積極的に推進する。・生徒支援の機能を重視した「わかる授業」の展開(児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組)を共感的な人間関係を高めるなど、「いじめ」を含めた問題行動の未然防止につながることを意識して指導にあたる。

#### (オ)問題解決力の育成

- ・議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組ませる。

### イ いじめ防止等の啓発活動

PTAの各種会議や保護者会等において、「いじめ」の実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、「いじめ」のもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

## (3)「いじめ」の早期発見

### ア 定期的な調査と教育相談

- (ア)定期的な調査は、毎学期始めにアンケート(学校生活・教育相談)を実施する。(学期に1回)いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。
- (イ)アンケートの集計は迅速に実施し、実態把握に努めるとともに、問題がある場合や心配な児童がいる場合は、管理職に相談し、早急に対応する。
- (ウ)「教育相談アンケート」と併せて、「教育相談」も毎学期1回実施する。
- (エ)教育相談の機会だけでなく、日常生活の中での教職員の声かけ等、子供たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくるよう努める。

#### (オ)日々の観察

- ・休み時間や昼休み等の機会に、子供たちの様子に目を配る。
- ・「子供たちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子供たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。

#### イ 相談体制と相談窓口

- (ア)相談窓口や相談ポスト等設け、どんな小さなことでも当該児童や周囲からの訴えや相談を親身になって聴き取る。
- (イ)保護者や地域からの訴えや相談を真剣に受け止め、迅速に対応する。
- (ウ)学校だより等により、「相談窓口」や「相談ポスト」、また市雇用の教育相談員やスクールカウンセラーの存在や活用について、保護者や児童への周知を図る。

#### ウ 教職員の資質向上

- (ア)いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。
- (イ)授業や講演会、教員の研修等において、外部講師を招くなど、他の関係機関との連携を図る。

#### エ インターネットを通して行われるいじめ対策

- (ア)学習指導要領の内容を踏まえ、道徳や総合的な学習をはじめ各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施する。指導にあたっては、外部の専門家を講師として招くなどの研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。
- (イ)スマートフォンや携帯電話等の利用に関する危険性や利用に関しての家庭におけるルールづくり等について保護者への啓発を図る。
- (ウ)インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るよう心がけ、保護者の協力のもと関係機関と連携を図り、速やかな解決に努める。

#### オ その他

- (ア)小さなサインを敏感に受け止める。
  - ・教師自身が常に「いじめ」はどの子にも、どの学級にも起こり得るものであることを十分に自覚し、日頃から児童が発する小さなサインを見逃さないようにする。

### 5 「いじめ」を認知した場合の対応

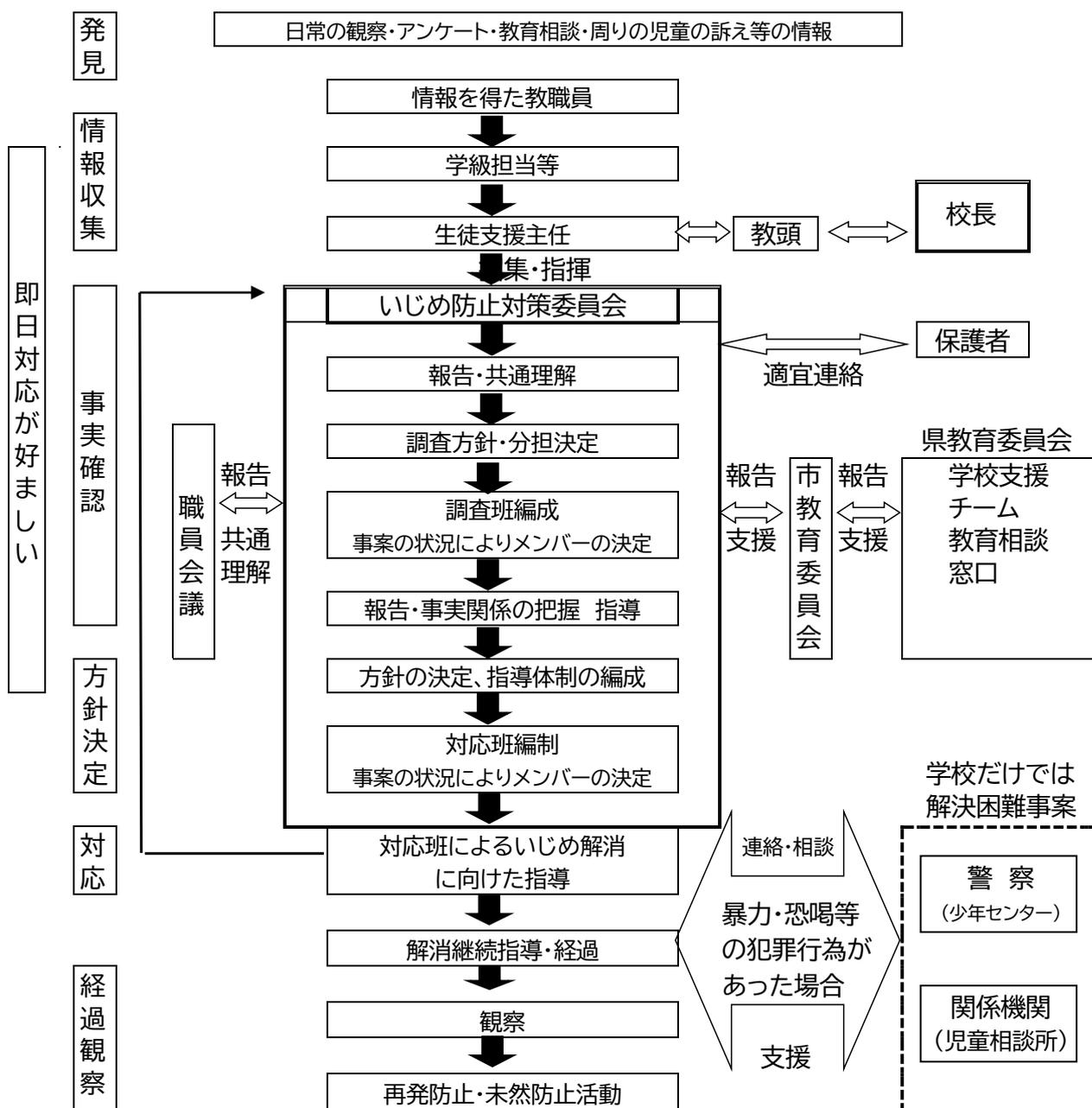
「いじめ」の情報をキャッチした時点で、管理職に報告するとともに、全職員に周知し、多方面から迅速・的確かつ組織的に対応する。

#### (1)報告連絡体制

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「八生小学校いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開していく。

## 校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



### (2) 事実確認と報告

「いじめ」の事実確認においては、「いじめ」の行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(教頭・学級担当・生徒支援担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

#### 把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているのか?.....【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ、どこで起こったのか?.....【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?...【内容】
- ◇いじめのきっかけは何か?.....【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか?.....【期間】

### (3) いじめ被害者及び保護者への対応

#### 児童に対して

##### ア 親身な対応と支援

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜く」「秘密を守る」という方針で支援する。
- ・最も信頼関係のある教職員(担当等)が対応する
- ・具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・良い点を誉め、励まし、自信を与える。
- ・「あなたにも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

##### イ 学習支援

- ・教室には入れない場合は、別室登校や別室授業等を行い、学習の機会の確保に努めるとともに、教室への受け入れが早期に行われるよう学習指導等を行う。
- ・「いじめ」を原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限に保証する。

##### ウ 心のケア

- ・心理的ケアを十分に行う。(教育相談員、スクールカウンセラー、成田市教育センターの臨床心理士等の活用)

#### 保護者に対して

##### ア 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接正確に伝える。

##### イ 本人を絶対を守るという姿勢を示す。

##### ウ 学校としての解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。

##### エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

##### オ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

##### カ 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談できる体制を整える。

### (4) いじめ加害者及び保護者への対応

#### 児童に対して

##### ア 「いじめ」の態様に応じた指導・支援

- ・「いじめ」の事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
- ・不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに、事実はしっかり認めさせる。
- ・「いじめ」の非人間性や「いじめ」は人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を冷静に諭す。
- ・「いじめ」を行った背景を理解し、心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、行った行為に対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめ」が人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気づかせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるよう導く。
- ・必要があると認めるときは、「いじめ」を行った児童を「いじめ」を受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる措置を講ずる。

##### イ 心のケア

- ・「いじめ」を行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに、今まで以上の関わりを持つように努める。

#### 保護者に対して

##### ア 事実関係を正確に伝える。

- ・憶測で話をしない。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- イ 保護者の心情を理解する。
  - ・保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を十分理解しながら対応する。
  - ・子供のよさを認め、親の苦労を十分労いながら対応する。
- ウ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
  - ・被害者への謝罪の意義、子供への対応方法等を保護者の意向を踏まえ、助言する。
  - ・教師と保護者が共に子供を育てるという姿勢を示し、子供の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

#### (5)傍観者への指導

- ア 当事者意識の高揚
  - ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として対応していく。
  - ・「いじめ」の問題に教師が本気で取り組んでいる姿を示す。
  - ・「いじめ」を周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への負担と同じであることを気付かせる。
  - ・「いじめ」の事実を告げることは、つらい思いをしている友達を助けることであり、人間としての当たり前な行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、「いじめ」を知らせる勇気を持たせる。
  - ・いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、「いじめ」を止められなかった自分たちの行動について気付かせる。
- イ 共感的人間関係づくり
  - ・縦割り班等の異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

#### (6)その他

- ア 「いじめ」が解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- イ教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ウいじめられた児童、いじめた児童双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- エ 「いじめ」の発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、「いじめ」のない学級づくりへの取組を強化する。

## 6 重大事態への対処

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒支援担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

### (1)重大事態の基準

重大事態とは、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき、「いじめ」により児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときである。また、児童・保護者からの申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校が「いじめ」の事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係る「いじめ」が起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

例として、

- ア 児童の自殺企図や未遂、実行の場合
- イ 身体に重大な損害(自傷行為を含む)を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等のケースが想定される。

## (2)発生の調査・報告

### ア 調査組織の招集

重大事態が発生した場合、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかにいじめ防止対策委員会を設ける。

### イ 事実関係を明確にするための調査と報告

- ・重大事態が生じた疑いがあると認められるときには、速やかに質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため「いじめ対策防止委員会」の調査を行う。
- ・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載しておく。
- ・当事者だけでなく、保護者や友人関係等から情報収集を通して、詳細な事実関係を迅速かつ正確に把握する。
- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、「いじめ」を生んだ背景事情をして、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にすることである。
- ・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項(聴き取り等の実施方法、児童へのフォロー等)を記載しておく。
- ・調査報告書作成に係る共通事項(事実経過や再発防止等)を明記する。
- ・学校は調査結果を直ちに教育委員会へ報告する。
- ・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載する。

### ウ 保護者等への情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、「いじめ」を受けた児童やその保護者に対して説明するが、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

## (3)調査結果を踏まえた必要な措置

### ア 関係機関との連携

#### (ア)教育委員会との連携について

学校において重篤な「いじめ」を把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けるなど学校と教育委員会が連携して対応をとる。

#### (イ)警察や福祉関係等関係機関との連携について

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

学校での「いじめ」が暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、直ちに所轄の警察署や少年センターに援助を求め、連携して対応することが必要である。特に児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

### イ 再発防止

実効性のある再発防止策の検討の視点が重要である。また、「いじめ」が解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿な「いじめ」が続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

## ウ その他

校長及び教員は、児童が「いじめ」を行っている場合であって教育上必要があると認められるときには、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加えるものとする。

## 7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

### (1)公表

児童及び保護者並びに教職員に対し、「いじめ」を防止することの重要性について理解を深めるため、全職員に「学校いじめ防止基本方針」を周知・徹底を図るとともに、それらを学校ホームページ、入学式やPTA総会、学級懇談会、学校だより等により積極的に公表する。

### (2)学校評価等

学校は、「いじめ」の実態の把握及び「いじめ」に対する措置が適切に行われ、「いじめ」の未然防止、早期発見、「いじめ」の再発を防止するための取組等について適正な評価を行う。なお、学校の「いじめ」の防止等のための対策を取り扱うに当たっては、「いじめ」の事実が隠蔽されてはならない。

### (3)基本方針の見直し

本校のいじめ対策委員会は、学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、「いじめ」の対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校の「いじめ」の防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行った後、「学校基本方針」を見直していく。

平成26年	2月28日	策定
平成26年	5月2日	改訂
平成28年	4月1日	確認
平成29年	4月1日	確認
平成29年	6月28日	改訂
平成30年	5月22日	改訂
令和元年	5月7日	改訂
令和2年	4月1日	改訂
令和3年	4月1日	改訂
令和4年	4月1日	確認
令和5年	4月1日	改訂
令和6年	4月3日	確認
令和6年	10月1日	改訂
令和7年	4月3日	確認